

地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

2 拠点等の整備手法

拠点等の整備手法として、北区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」による段階的な整備を目指すこととしている。

3 北区における整備の状況

機能	担い手（区内事業者等を含む）
①相談	・ 障害相談係（王子・赤羽） ・ 滝野川地域障害者相談支援センター ・ 障害者基幹相談支援センター ・ 障害者地域活動支援室（支援センターきらきら） ※上記5か所で、障害者の総合相談・専門相談を実施し、緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート、相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援を行っている。
②緊急時の受入れ・対応	・ 社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ・ 社会福祉法人 晴山会「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 ※短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保している。 （障害者（児）緊急一時保護事業）
③体験の機会・場	・ 社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ・ 社会福祉法人 晴山会「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 ※短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施している。
④専門的人材の確保・養成	・ 社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」 ※障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を設けている。
⑤地域の体制づくり	・ 自立支援協議会 等 ※サービス提供体制の確保（施設の整備誘導）、地域の社会資源の連携体制の構築を行い、自立支援協議会において報告・検討を実施している。

4 ①「相談」機能

①「相談」機能に関することとして、夜間・休日等の対応を望む声をいただいている。

区では、障害のある方への緊急時の対応として、「自宅が火事で焼失し障害者の帰来先がないケース」、「家族から虐待を受け自宅に戻ることができないケース」、「介護者がけがや病気で緊急入院となり障害者を介護する者がいないケース」等を想定し、警察や消防、医療機関などから区役所巡視室に連絡があれば、障害福祉課の職員が対応して、緊急一時保護を行う体制を整えている。

なお、区内にて、夜間・休日等の対応を行っている相談支援事業所の状況は、以下のとおりである。

【区内相談支援事業所における「夜間・休日等」対応】

[相談支援事業所における 24 時間連絡体制の確保]

○事業所 A：相談支援機能強化型体制加算（Ⅰ）を取得

事業所 B： // （Ⅱ）を取得

○加算（Ⅰ）（Ⅱ）いずれも、

「24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること」が、取得の要件の 1 つとなっている。

○事業所 A・B とも、営業時間外の電話を責任者（または担当者）の携帯電話に転送されるように設定することで、24 時間連絡可能な状況を実現している。

[夜間・休日等における相談状況 ※概要]

○事業所 A において

- ・令和 4 年 12 月から令和 5 年 11 月までの全体の相談支援人数は、ひと月あたり平均が 147 人であった。
- ・上記期間について、夜間・休日等に対応した実人数は、ひと月あたり平均が 9 人であった。（全体の相談支援人数に対する割合は約 6.2%）
- ・特定の利用者から複数回の連絡が入ることが多かった。

○事業所 B において

- ・令和 5 年 7 月から 11 月までの全体の相談支援人数は、ひと月あたり平均が 192 人であった。
- ・上記期間について、夜間・休日等に対応した実人数は、ひと月あたり平均が 2 人未満であった。（全体の相談支援人数に対する割合は約 0.7%）

※詳細は別紙

[夜間・休日等における相談内容 ※一例]

- Uさんから、年末年始の事業所休業中に4回の電話があり、支援時間を早めたいとのご相談だった。年末年始のためサービス事業所の変更対応ができず、その旨を説明し了承を得た。(事業所 A 令和5年1月)
- Vさんから、受付開始前に電話にて体調不良の訴えがあった。状況を伺ったところでは緊急性がなかったため、ご本人から日中に病院へ直接連絡いただくことになった。(事業所 A 令和5年6月)
- Wさんご家族から、受付開始前に電話があり、前日夜間に緊急搬送された旨を聴き取った。サービス事業所へ情報共有を行った。(事業所 A 5年11月)
- Xさんから、同日夜間に2回「眠れない」という内容の電話があった。(事業所 B 令和5年8月)
- Yさんから同日夜間に2回、Zさんから別の日の夜間に1回電話があったものの、緊急性が無かったため、後日対応した。(事業所 B 令和5年11月)

引き続き、区内相談支援事業所における「夜間・休日等」対応状況のモニタリングを実施するとともに、区内初となる入所施設整備を進めていく中で、①相談機能に関する課題の把握に努めていく。

地域生活支援拠点等の整備について

資料 4（別紙）

4 ①「相談」機能

【区内相談支援事業所における「夜間・休日等」対応】

[夜間・休日等における相談状況 ※概要]

事業所 ※ A：相談支援機能強化型体制加算(I)を取得 B：相談支援機能強化型体制加算(Ⅱ)を取得	令和4年度				令和5年度								平均
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
事業所A ※令和4年12月～加算に沿った体制にて対応													
①夜間・休日等に対応した人数（実人数）	7	16	8	10	8	6	10	10	8	5	7	15	9
②相談支援人数（全体）	154	126	115	181	150	115	175	149	125	179	142	158	147
夜間・休日等に対応した人数割合（①/②＊100）	4.5%	12.7%	7.0%	5.5%	5.3%	5.2%	5.7%	6.7%	6.4%	2.8%	4.9%	9.5%	6.2%
③夜間・休日等に対応した件数（のべ件数）	11	25	12	13	10	7	16	11	10	8	11	20	13
事業所B ※令和5年7月～加算に沿った体制にて対応													
①夜間・休日等に対応した人数（実人数）								0	1	2	2	2	1
②相談支援人数（全体）								193	193	193	191	191	192
夜間・休日等に対応した人数割合（①/②＊100）								0.0%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%	0.7%
③夜間・休日等に対応した件数（のべ件数）								0	2	2	2	3	2